

# ○みよし市放課後児童クラブ条例

平成30年3月27日

条例第2号

注 令和5年3月から改正経過を注記した。

## (趣旨)

第1条 この条例は、放課後児童クラブの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 放課後児童クラブ 前号の放課後児童健全育成事業を実施する場所をいう。

## (設置)

第3条 市は、放課後児童健全育成事業を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、別表第1に定める放課後児童クラブ専用施設（以下「専用施設」という。）を設置する。

## (令5条例13・一部改正)

### (実施場所)

第4条 教育委員会は、放課後児童健全育成事業を実施するため、前条の専用施設のほか、教育委員会規則で定める場所に放課後児童クラブを開設するものとする。

## (令5条例13・一部改正)

### (休所日及び開所時間)

第5条 放課後児童クラブの休所日は、日曜日及び土曜日、5月3日から同月5日まで、8月13日から同月15日まで並びに12月29日から翌年1月4日までとする。

2 放課後児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前項に規定する日を除く。以下「祝日」という。）及び学校の休業日（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定に基づき教育委員会が定める休業日をいう。以下同じ。） 午前7時30分から午後7時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 放課後から午後7時まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたときは、放課後児童クラブの休所日又は開所時間を変更することができる。

(令5条例13・一部改正)

(対象児童)

第6条 放課後児童クラブに入所することができる者は、市内の小学校に就学している児童であって、その保護者（当該児童の同居の祖父母を含む。以下同じ。）が労働等により昼間家庭にいないことが常態となっているものその他教育委員会規則で定めるものとする。

(令5条例13・一部改正)

(入所の申請)

第7条 放課後児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、次の各号に掲げる利用区分の別に、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会に申請し、承諾を受けなければならない。

- (1) 通年の利用（年間を通じて利用する場合（年度の途中に利用を開始し、又は終了する場合を含む。）をいう。以下同じ。）
- (2) 学校の休業日のうち学年始休業日のみの利用（以下「学年始休業日のみの利用」という。）
- (3) 学校の休業日のうち夏季休業日のみの利用（以下「夏季休業日のみの利用」という。）
- (4) 学校の休業日のうち冬季休業日のみの利用（以下「冬季休業日のみの利用」という。）
- (5) 学校の休業日のうち学年末休業日のみの利用（以下「学年末休業日のみの利用」という。）

(令5条例13・一部改正)

(入所の不承諾)

第8条 教育委員会は、放課後児童クラブに入所しようとする児童又はその保護者が次いずれかに該当するときは、放課後児童クラブの入所を不承諾とするものとする。

- (1) 第6条の規定に該当しないとき。
- (2) 放課後児童クラブの管理上又は運営上支障があると認めるとき。

(令5条例13・一部改正)

(変更等の届出)

第9条 第7条の規定に基づいて放課後児童クラブの入所を申請し、教育委員会から承諾を受けた児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、申請した内容に変更があったときは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に届け出なければならない。

(令5条例13・一部改正)

(入所の取消し等)

第10条 教育委員会は、入所児童又はその保護者が次のいずれかに該当するときは、放課後児童クラブの入所を取り消し、又は中止を命ずることができる。

- (1) 第6条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由なく長期間にわたって利用がないとき。
- (3) 他の児童に危害を加える等放課後児童クラブの適正な運営に著しい支障があるとき。
- (4) 児童に感染性の疾患が認められるとき。
- (5) その他放課後児童クラブの管理上又は運営上支障があると認めるとき。

(令5条例13・一部改正)

(保護者負担金)

第11条 入所児童の保護者は、別表第2に定める保護者負担金を納付しなければならない。

- 2 前項の保護者負担金は、当該月分を翌月の10日までに納付しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により難いときは、納期限を別に定めることができる。

(令5条例51・一部改正)

(減免)

第12条 市長は、経済的理由又は災害その他の特別の理由により保護者負担金の納入が困難であると認めるときは、別に定めるところにより保護者負担金を免除することができる。

(令5条例13・一部改正)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(令5条例13・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(令和2年度の保護者負担金の特例)

- 2 令和2年7月21日から同年8月31日までの間の利用に係る保護者負担金については、別表第2の規定にかかわらず、同年7月21日から同月31日までの間のみの利用にあっては2,700円とし、同年8月1日から同月31日までの間の利用（同表に規定する利用区分のうち、通年の利用に係る同期間中の利用を含む。）にあっては6,300円とする。

附 則（平成30年12月19日条例第37号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日条例第13号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月25日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前のみよし市放課後児童クラブ条例の規定に基づいて入所の承諾又は不承諾を受けた者は、改正後のみよし市放課後児童クラブ条例の規定に基づいて入所の承諾又は不承諾を受けたものとみなす。

附 則（令和5年12月20日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に施行日以後の入所の承諾を受けた者からは、改正前のみよし市放課後児童クラブ条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市放課後児童クラブ条例に定める額の保護者負担金を徴収する。

別表第1（第3条関係）

専用施設の名称	専用施設の位置
中部児童クラブ	みよし市三好町宮ノ越31番地4
北部児童クラブ	みよし市福谷町坂上18番地7
天王児童クラブ	みよし市三好町天王51番地48
三吉児童クラブ	みよし市三好町半野木1番地27

別表第2（第11条関係）

（令5条例51・一部改正）

利用区分	利用期間	保護者負担金
通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月まで	5,200円

	の毎月	
	8月	9,500円
学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	開所1日当たり 500円
夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	3,000円
	8月1日から8月31日まで	9,500円
冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	開所1日当たり 500円
学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	開所1日当たり 500円